

公 示 日：2023年5月17日（水）

調達管理番号：23a00167

国 名：ドミニカ共和国

担当部署：社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

調達件名：ドミニカ共和国サントドミンゴ都市交通マネジメントプロジェクト  
詳細計画策定調査（交通計画）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：交通計画
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年7月上旬から2023年10月中旬
- （2）業務人月：現地 0.70、国内 1.00、合計 1.70
- （3）業務日数：準備期間 10日、現地業務期間 21日、整理期間 10日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2023年5月31日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ  
◇ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月9日（金）までに個別通知します。  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	交通計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	ドミニカ共和国及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

- (1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
ドミニカ共和国（以下、「当国」）は、近年、順調な経済成長を続けており、国内総生産は約942億ドル（2021年、世界銀行）に達する、中南米・カリ

ブ諸国の中で最も好調な経済発展を遂げている国の一つである。当国はカリブ諸国連合の原加盟国及び中米統合機構加盟国であることから域内でも存在感が高く、また、北米及び南米大陸の中間に位置し貿易等における地理的利点も有しており、中米・カリブ地域の安定と発展にとって重要な位置を占めている。

当国首都であるサントドミンゴ特別区（Distrito Nacional、以下「DN」）及び DN に隣接するサントドミンゴ州（Provincia de Santo Domingo、以下「SD」）では、都市鉄道やバス交通による公共交通網の導入や拡張計画が進んでいるが、経済開発の進展に伴い、昨今 10 年間で急増した自動車交通による混雑が深刻化している状況である。当国の自動車登録台数は 2016 年から 2020 年までに 25.6%増加（年間平均増加率 6.04%）し、2020 年には約 484 万台（人口 1000 人当たり 463.5 台）となっており、交通需要に対応した交通制御システムが整備されていないことから、慢性的な交通渋滞が深刻な社会問題となっている。加えて、当国の 10 万人あたりの交通事故による死亡率は 64.6 人と世界 1 位（2019 年、世界銀行）であることより、交通渋滞及び交通事故削減の早急な対応が求められている。交通渋滞を引き起こす原因の一つと考えられる交差点制御について、DN 及び SD では信号機が約 300 交差点に設置されているものの、当国製と外国製（メキシコ、ブラジル、スペイン、中国）が混在し、それぞれの機器が連携していないことにより、集中制御などの交通需要に対応した交通制御はなされていない。また、当国の交通管制センターでは、DN に設置された 7 台の CCTV カメラによる渋滞状況確認・現場への共有が実施されているのみであり、信号機システムの運用維持管理体制は不十分である。

今後、当国の経済の中心地である DN 及び SD における交通容量の拡大・交通流の適正化を目的とした信号機システムを始めとした高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems 以下「ITS」）の整備・適切な交通管理が実施されなければ、当国における円滑な人・物流を妨げ、ひいては安定的な経済成長の阻害要因ともなり得るため、DN 及び SD における ITS 機器の適切な導入計画の立案・実施による交通容量の拡大は喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、今般 DN 及び SD の交通管制に関する能力の向上・ITS 技術に係る計画策定・実行能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「サントドミンゴ都市交通マネジメントプロジェクト」（以下、「本事業」）の実施要請が、当国、国立交通陸運研究所（National Institute of Land Transit and Transport、以下「INTRANT」）から我が国へ要請された。

(2) ドミニカ共和国に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ドミニカ共和国別開発協力量針（2018年9月）によると、「持続的な経済開発を実現するための体制・環境整備」を重点分野の一つとして持続的な経済開発の阻害要因となる、自然環境・生活環境の悪化、気候変動の影響への対応の支援を掲げている。

本事業は、都市交通管理能力の向上により、慢性的な交通渋滞の解消、効率的な交通管理による事故の削減を通して、生活環境の改善、温室効果ガス排出削減による気候変動の緩和に資するものであり、当国政府の政策とも合致するするとともに、持続可能な開発目標 SDGs ゴール9（強靱なインフラ構築）及び11（住み続けられるまちづくり）に資する。さらに、「JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：運輸交通」では、交差点改良、交通管制システム導入等を行うほか、道路、橋梁整備案件においても、交通安全確保の視点から設計速度の検討や歩道の設置、各種規制の実施等を行うものとして「道路交通安全」クラスターの取組みを推進しており、本事業はこれらの方針・分析と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

フランスは過去にドミニカ共和国における都市交通マスタープランの策定を行っており、現在マスタープランのフォローアップとして、INTRANS 下に都市交通に係るデータ収集・分析を行う都市モビリティ観測所（Observatorio de Movilidad Urbana：OMU）の設立に向けた資金援助、技術支援を実施しているほか、サントドミンゴ地下鉄1号線の車両を3両編成から6両編成に増加するプロジェクトに借款を供与している。

## 7. 業務の内容

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業の実施に必要な情報を収集・分析するとともに、INTRANS との協議や情報収集結果をふまえ、プロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて整理し、ドミニカ共和国側関係機関と本プロジェクトに係る協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）締結を行うことを目的とするものである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年7月上旬～2023年8月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、ドミニカ共和国側関係機関に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。質問票の作成にあたっては、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化（女性職員や管理職の登用促進等）の現状を把握するための質問についても含める。なお、質問票はJICAドミニカ共和国事務所を通じて事前配布を行う。
- ③ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ④ PDM案（和文・英文）、PO案（英文）、R/D（Record of Discussions）案（英文）、M/M案（英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年8月中旬～2023年9月上旬）

- ① JICAドミニカ共和国事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ドミニカ共和国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ ドミニカ共和国側の開発計画（上位計画）、道路交通管理計画、道路整備改良計画、公共交通網整備計画を確認し、概要と課題について把握する。
- ④ ドミニカ共和国側側の交通流管理・交通需要管理に係る実施体制（各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力、諸基準、人材育成等）を確認する。
- ⑤ ドミニカ共和国側における基礎データ（人口・地形図・道路図面・道路整備状況・交通需要・航空写真・衛星写真・交通混雑状況（多発箇所・規模・原因）、交通事故件数、温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ）、プローブデータの収集を行う。
- ⑥ 交通流管理・交通需要管理に関する対応方針の現況を確認する（交差点改良の方針、駐車場整備の方針、レーン規制等の交通流規制施策、道路安全施設等の施策・ガイドライン等）。
- ⑦ 交通流管理・交通需要管理に関連する政策、法令、制度及び罰則を整理

する。

- ⑧ 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がドミニカ共和国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を検討する。
- ⑨ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）（[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)）を参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス（GHG）削減量を推計する。
- ⑩ 他の担当分野に係る業務従事者と協力し、交通管理計画における他ドナーの協力実績及び予定を確認する。
- ⑪ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野における具体的な支援内容を検討し、担当分野にかかるPDM案（和・英）、PO案（英文）及びM/M案（英文）のとりまとめに協力する。
- ⑫ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑬ 担当分野に係る資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑭ 担当分野に係る調査結果をJICAドミニカ共和国事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2023年9月中旬～2023年10月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析等から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ PDM案（和・英文）、PO案（英文）、R/D案（英文）、事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめ作業に協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ）

2023年10月20日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄アトランタ/マイアミ⇄サントドミンゴを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2023 年 8 月 14 日～9 月 3 日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。  
現時点でドミニカ共和国入国時の隔離は不要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、隔離期間に応じて、8 月 14 日から現地業務が行えるようにフライトの調整・宿舎手配をお願い致します。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。  
ア) 総括（JICA）  
イ) 協力企画（JICA）  
ウ) 交通計画（本コンサルタント）  
エ) 高度道路交通システム（ITS）技術（JICA が別途契約するコンサルタント）  
オ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
  - ③ 便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：日本語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 運輸交通一グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・要請書（スペイン語）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・中米・カリブ地域 With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査カントリーレポート  
(URL : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047501.html>)

・本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ) 提供依頼メール
  - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
  - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を



求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上